

ふっさっ子未来会議作業部会

「福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」報告書

福生市立学校の コミュニティ・スクール構想について

平成27年3月

ふっさっ子未来会議
福生市教育委員会

はじめに

福生市教育委員会では平成25年7月に、魅力ある教育施策を検討することを目的として、「ふっさっ子未来会議」を設置し、「6つの未来提言」をまとめました。その未来提言の具現化に向けた取組を推進する作業部会として、平成27年1月「福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」（以下、「本委員会」という）を設置しました。

本委員会は、保護者、地域住民等の声を学校運営に直接反映させ、保護者、地域、学校及び教育委員会が一体となってよりよい学校を作り上げていくことを目指して、平成16年に制度化された、「学校運営協議会制度」（以下「コミュニティ・スクール制度」という。）の福生市立学校への導入のあり方等について調査検討することを目的としています。

本委員会が調査検討に取り組む内容は、大きく3点あります。

第1点目は、コミュニティ・スクール制度に関すること

第2点目は、コミュニティ・スクール制度の福生市立学校への導入のあり方に関すること

第3点目は、コミュニティ・スクール制度の導入に関し、教育委員会が必要と認めること

この内容に迫るため、保護者、地域関係者、学校教職員、行政担当者等からなる委員18名が、それぞれの立場から本市におけるコミュニティ・スクール制度の導入について、調査、検討、協議を重ねてまいりました。

ここに、その結果を報告書としてまとめました。

本報告書を活用していただき、本市の実態等を生かしたコミュニティ・スクール制度が本市に円滑に導入されることを期待します。さらに各学校は、コミュニティ・スクールに指定されることで、これまでに増して、学校、家庭、地域の協働による教育の充実を図り、ふっさっ子未来会議が目指す「魅力ある学校づくり」の実現に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、本委員会が協議を進めるにあたり、すでに全校をコミュニティ・スクールとして指定している武蔵村山市教育委員会から御提供いただいた数々の資料は、たいへん参考になりました。厚く御礼申し上げます。また、本委員会が調査研究「保護者と地域の学校参画意識調査」を実施するにあたり、調査に御協力いただきました本市の保護者の皆様、福生市町会長協議会の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

ふっさっ子未来会議
福生市教育委員会

目 次

はじめに

第1章 コミュニティ・スクール制度導入の意義

I	コミュニティ・スクール制度導入検討委員会設置の背景	…1
1	コミュニティ・スクール制度の概要	…1
(1)	コミュニティ・スクールとは何か	2
(2)	開かれた学校作りのための既存の制度	3
(3)	コミュニティ・スクール制度(学校運営協議会制度)と、学校評議員制度、学校関係者評価委員会制度、学校支援地域本部の比較	4
II	コミュニティ・スクール制度と既存制度	…6
1	学校評議員制度とのかかわり	…6
(1)	学校評議員制度の現状	6
(2)	コミュニティ・スクール制度導入後の学校評議員制度	7
2	学校関係者評価委員会制度とのかかわり	…7
(1)	学校関係者評価委員会制度の現状	7
(2)	コミュニティ・スクール制度導入後の学校関係者評価委員会	7
3	福生市学校支援地域組織とのかかわり	…8
(1)	学校支援地域組織事業の現状	8
(2)	コミュニティ・スクール制度導入後の学校支援地域組織	9
4	コミュニティ・スクール制度と既存の制度	…9

第2章 地域と協力・協働する学校

1	学校、家庭、地域、三者の思い	…10
(1)	学校に協力したいとき	10
(2)	学校に協力してほしいとき	11
(3)	家庭・地域に協力してほしいとき	12
2	「保護者と地域の学校参画意識調査」からわかること	…13
(1)	調査の概要	13
(2)	学校にどのような教育や指導を期待するか	14
(3)	学校に望むこと	15
(4)	学校の指導や取組に対する満足度	16
(5)	学校満足度	17
(6)	1年間に学校を訪問した回数	17
(7)	学校に協力したいこと	18
(8)	学校に協力してほしいこと	19
(9)	調査結果の活用	20

第3章 コミュニティ・スクール制度導入の基本方針

- 1 本市におけるコミュニティ・スクール構想のグランドデザイン … 21
 - (1) 福生第四小学校、福生第六小学校をモデル校に指定する 22
 - (2) 校長の学校経営を支援することを目的とする 22
- 2 本市の目指すコミュニティ・スクール委員会の在り方 …… 23
 - (1) コミュニティ・スクール委員会の規則等について 23
 - (2) コミュニティ・スクール委員会の具体的な活動 23
 - (3) コミュニティ・スクール・コーディネーターの指名 24
 - (4) 導入の際には、説明会を実施する 24
 - (5) コミュニティ・スクール委員会委員の研修会を設定する 24
 - (6) コミュニティ・スクール制度発表会の開催 25
 - (7) 学校評議員制度、学校関係者評価委員会の取り扱いについて 25

第4章 導入へのタイム・テーブル

- 1 福生市教育委員会の役割 …… 26
- 2 学校の役割 …… 26
 - (1) 福生第四小学校 26
 - (2) 福生第六小学校 26
- 3 タイム・テーブル案 …… 27

資 料

- 1 本委員会委員の声 …… 28
- 2 「保護者と地域の学校参画意識調査」集計表 …… 30
- 3 コミュニティ・スクール制度に関する法律、通知等 …… 34
 - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄) 34
 - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について 35
- 4 コミュニティ・スクールを指定する場合の手続き …… 40
- 5 コミュニティ・スクール導入等促進事業の受託について …… 42
 - (1) 文部科学省からの受託希望調査書類 42
 - (2) 東京都教育委員会からの受託希望調査書類 43
- 6 東京都コミュニティ・スクール指定一覧 …… 44
- 7 本委員会設置要綱、検討経過、委員名簿 …… 46
 - (1) 福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会 設置要領 46
 - (2) 福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会 検討経過 47
 - (3) 福生市立学校コミュニティ・スクール制度導入検討委員会 委員名簿 48

4月のある朝、コミュニティ・スクールの子どもたちの会話

「ねえ、お姉さん、ぼくたちの学校は、4月からコミュニティ・スクールになるんでしょう？
コミュニティ・スクールって、どんな学校なの？」

「私たちのお父さんやお母さん、地域のみなさんが、校長先生や先生方と一緒にあって、
私たちの学校を、よりよい学校にするために、いろいろと話し合っていてくれるの。」

「どんなことを話し合ってくれるの？」

「校長先生と相談して、授業のことや、行事のこと、私たちの安全のことなど、
学校のいろいろなことなんだって。」

「校長先生が言ってたけど、コミュニティ・スクールって、ふっさっ子の未来のために、
先生方と地域のみなさんが力を合わせてつくる学校なんだって。」

「ふっさっ子って、ぼくたちのことだよ。うれしいね。」

「これからどんな学校になるか、楽しみだね。」



本報告書には、コミュニティ・スクールという言葉がたくさん出てきます。保護者・地域にとって、なじみの薄いこの学校を、子どもたちに説明してもらいました。

そもそも「コミュニティ (community)」とは、どのような意味でしょうか。大辞林には次のように書かれています。

- 「人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体」
- 「血縁・地縁など自然的結合により共同生活を営む社会集団。米国社会学者マッキーバーが定式化した社会累計の一つ」

下線を引きましたが、「社会」という言葉には様々なとらえ方ができます。
アメリカの教育哲学者ジョン・デューイは著書『学校と社会』で次のように言っています。

社会とは、共通の線に沿い、共通の精神において、また共通の目的に関連してはたらきつつあるが故に結合されている、一定数の人々ということである。^{*1}

さらにデューイは、社会と関連して「学校」をとらえて次のように言っています。

学校が社会の子どものひとりひとりを、このような小社会の一員たりうるところにまでみちびき、訓練し、奉仕の精神をしみこませ、有効な自己指導の諸手段を供するときに、われわれは、価値高い、美しい、そして調和のとれた大社会にたいする最高・最善の保障を得るであろう。^{*2}

先生方は御自身の学校を、地域の皆様は地域の小中学校を思い浮かべて本報告書をお読みください。

*1 The School and Society, revised edition, 1915 宮原誠一訳 岩波文庫 25 ページ

*2 The School and Society, revised edition, 1915 宮原誠一訳 岩波文庫 40 ページ

第1章 コミュニティ・スクール制度導入の意義

福生市立学校のコミュニティ・スクール構想について検討を開始するにあたり、「コミュニティ・スクール制度」とはそもそもどのような制度なのか、ふっさっ子未来会議の作業部会として、「コミュニティ・スクール制度導入検討委員会」（以下、「本委員会」という。）を設置するに至った経緯や背景について、国や市の資料等から分析し、共通理解に努めた。委員の多くからは、「コミュニティ・スクール制度というこの聞き慣れない新しい学校教育の仕組みを耳にしたとき、市民誰もが、この制度はどんな制度なのか、なぜ、その導入が必要なのかという基本的な疑問をもつ」という、率直な意見が多く出された。

従って、本章では、「コミュニティ・スクール制度導入検討委員会設置の背景」「コミュニティ・スクール制度に期待されること」について、国の基本的な資料を活用しながら、本検討委員会としての考えをまとめた。

I コミュニティ・スクール制度導入検討委員会設置の背景

コミュニティ・スクールという用語が着目されたのは、平成12年12月22日に公表された教育改革国民会議の「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」の15番目の提言「新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する」と明示されたことによる。本市においても、それを踏まえ、「特色ある学校づくり」の一つの形として、コミュニティ・スクールについて検討されてきた。

1 コミュニティ・スクール制度の概要

「コミュニティ・スクール」とは「学校運営協議会制度」のある学校のことである。平成12年の教育改革国民会議報告や総合規制改革推進会議の答申、平成16年3月の中央教育審議会答申等において、「保護者や地域住民が公立学校運営に参画するための新たな制度の創設が提言された」ことを受けて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に位置付けられた制度である。

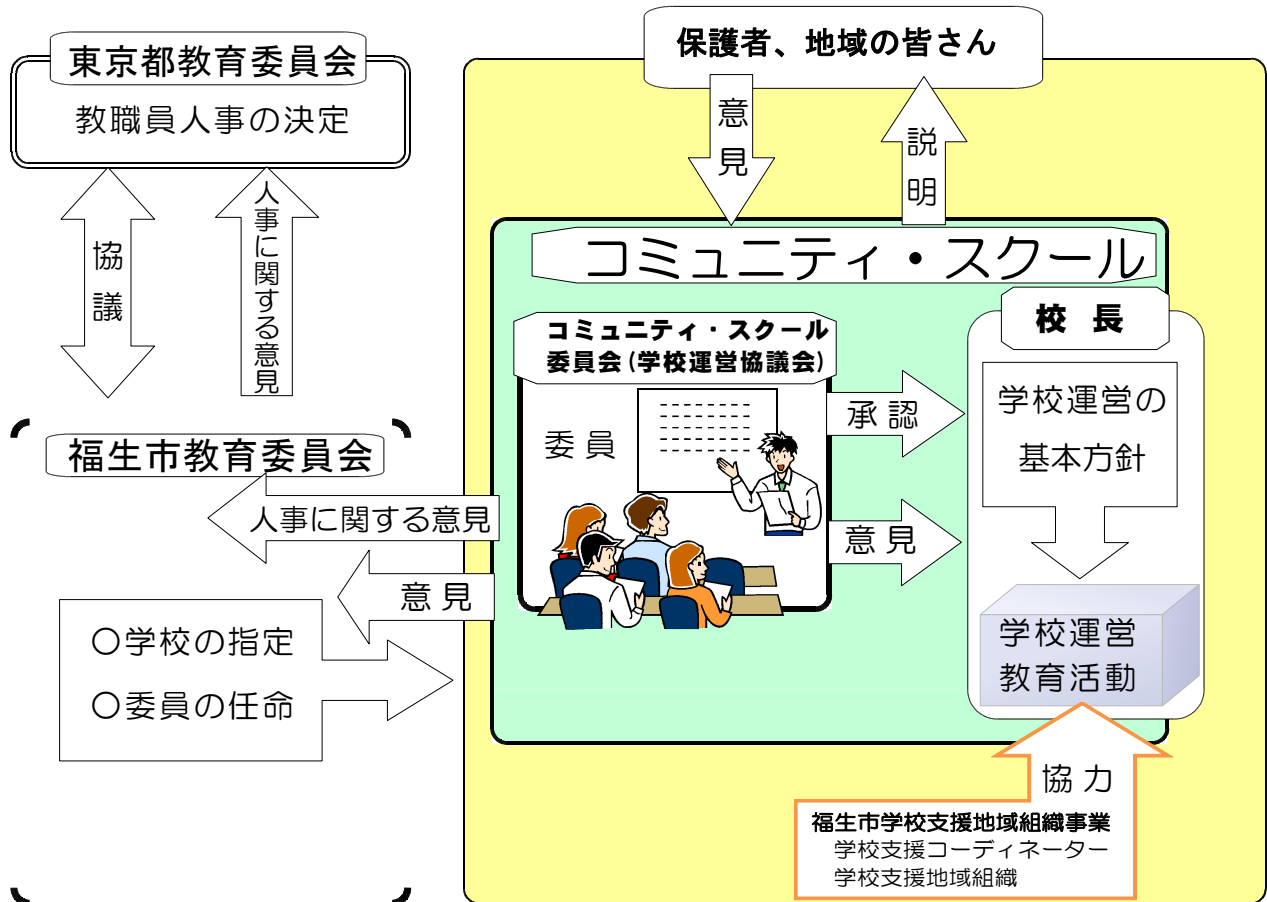
本制度は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、学校の運営の在り方の選択肢を拡大し、保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参画する公立学校の新しい仕組みであり、「コミュニティ・スクール」とも言われる。また、学校運営協議会制度そのものも、「コミュニティ・スクール」と呼ばれている。

本委員会では「コミュニティ・スクール」を使用する。

(1) コミュニティ・スクールとは何か

平成16年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、第四十七条の五の規定により「学校運営協議会」の設置が可能となった。(資料P34参照)

コミュニティ・スクールのイメージは下図のとおりである。



コミュニティ・スクール委員会(学校運営協議会)の主な役割は、3つある。

- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見具申すること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見具申すること
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用する)

コミュニティ・スクールの指定については、学校の管理運営の最終的な責任を有する教育委員会において判断されるものである。また、指定の際には、地域の特色や学校の実態を踏まえつつ、保護者や地域の住民等の要望を的確に反映して指定を行う必要があるとされている。

平成26年4月1日の段階で、すでに全国で1,919の園や学校(幼稚園94園、小学校1,240校、中学校565校、高等学校10校、特別支援学校10校)が本制度によりコミュニティ・スクールと

して指定を受けている。平成17年12月の段階では全国で34校だったことを考えると、10年間で約56倍になったわけである。

東京都では、新宿区、文京区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、足立区、八王子市、三鷹市、小平市、国分寺、日野市、府中市、武蔵村山市、利島村が指定を受けているが、本市のある西多摩地区にコミュニティ・スクールの指定を受けている学校はない。

(2) 開かれた学校づくりのための既存の制度

ところで、地域に開かれた学校づくりのための制度として、コミュニティ・スクール制度以外に、すでに類似の制度がある。例えば、「学校評議員制度」「学校関係者評価委員会」「放課後子ども教室」「学校支援地域本部事業」等である。

本市においてはすでに平成12年度に「学校評議員制度」を導入し、全校に学校評議員会が設置されている。また、新たに平成20年度には学校評議員を対象として「学校関係者評価」を開始した。社会教育関係では、平成19年度に「放課後子ども教室」としての「ふっさっ子の広場」を設置するとともに、平成23年度から「学校支援地域本部」にかかる「学校支援コーディネーター」を順次配置し、平成25年度には「学校支援地域組織事業設置要綱」を定めて全校に学校支援コーディネーターの全校配置が完了した。

これら複数の制度は、いずれも地域コミュニティと学校教育とが密接にかかわる制度である。

そこで、これらの制度のうち、「コミュニティ・スクール制度」(学校運営協議会制度)と、導入後15年が経過する「学校評議員制度」、平成20年度開始の「学校関係者評価委員会制度」「学校支援地域本部制度」の3制度を比較することによって、コミュニティ・スクール制度について明確にしたいと考え、文部科学省作成の一覧表を参考に、次ページの表にまとめた。

この表から分かることは、いずれの制度も「よりよい学校を創るために、学校を開き、保護者・地域住民との連携・協働体制を構築すること」をその基本理念としていることである。しかし、設置の目的はそれぞれ異なることから、それぞれの制度の違いを明確にした上で、コミュニティ・スクール制度の導入の可否を決定していくことが必要である。

また、保護者や市民は、「コミュニティ・スクール」と聞いてもなじみが薄いため、その理解を得ることが極めて重要である。

広義のコミュニティ・スクールは、学校支援地域本部(本市では学校支援地域組織)等により、授業補助や放課後補習教室、花壇の手入れ等環境整備、見守り活動、あるいは放課後子ども教室(本市ではふっさっ子の広場)など、教育活動に参画していくと考えてよい。

学校支援地域本部は、平成22年度、全国に2,540本部(8,835校)、東京都では21市町村に86本部(521校)が設置された。

大切なことは、先行するこれらの制度の特徴を十分に踏まえた上で、学校を核として地域関係者が子供たちの健やかな成長を目指して、本市にとって最も効果的で実現可能なコミュニティ・スクールを創造していくことである。

(3) コミュニティ・スクール制度（学校運営協議会制度）と、

	国の窓口	設置の目的	設置及び位置付け	法令上の根拠
コミュニティ・スクール制度	文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育制度改革室	保護者や地域の住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	●学校の運営について、教育委員会の下部組織として一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。 ●任意設置	●「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 ●平成16年9月9日施行 ●教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。
学校評議員制度	文部科学省 初等中等教育局 学校評価室	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。	●校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。 ●任意設置	●「学校教育法施行規則」第49条 ●平成12年4月1日施行 ●学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。 ●本市では平成13年度に全校に設置済み
学校関係者評価委員会制度	文部科学省 初等中等教育局 参事官付 企画・学校評価係	●評価活動を通じたコミュニケーションにより、保護者や地域住民などと学校がお互いに理解を深めること。 ●学校の自己評価の客観性・透明性を高めること。 ●保護者や地域住民などが、よりよい学校づくりのプロセスに参加するための仕組み	●校長が「学校関係者評価委員会設置要綱」を策定し、同委員会を招集する。 ●設置努力義務あり。本市においては必置 ●学校関係者評価委員会の意見を参考に、各校は学校評価を確定させ、教育委員会に年度末までに報告する。	●「学校教育法」第42条 ●「学校教育法施行規則」第66条から第68条 ●評価の公表に努めるものとする旨、規定されている。
学校支援地域本部制度	文部科学省 生涯学習政策局 社会教育課 地域・学校支援推進室	地域住民が、学校の支援を行うもので、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。	地域住民等のボランティアの集まりで任意団体である。	●平成23年「教育支援活動促進事業」実施委託要綱 ●地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子供と向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る。

学校評議員制度、学校関係者評価委員会制度、学校支援地域本部の比較

	資格要件	任命	主な内容	学校数
コミュニティ・スクール制度	地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者	●教育委員会が任命 ●委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員	●以下の具体的な権限を有する。 ①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 ②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 ③教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。	●全国で1,919校 平成26年4月1日現在 42都道府県 187市町村区 幼稚園94 小学校1,240 中学校565 高等学校10 特別支援学校10 都内254
学校評議員制度	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者	校長が推薦し、設置者(市教育委員会)が委嘱	●学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。 ●学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。	●全国35,042校 全公立学校の82.3% 平成18年8月1日現在 ※類似制度を含む ●本市は全校に設置済み
学校関係者評価委員会制度	校長が設置要綱に基づき委嘱した、保護者や地域住民など	校長が委嘱する。	●年間3回の委員会を開催する。 ●第1回(6月) 学校評価計画表、自己評価表の説明 ●第2回(10月) 中間自己評価に対する評価を行う。 ●第3回(2月) 年間自己評価に対する評価を行う。	●本市は、全校に設置済み
学校支援地域本部制度	●法的な措置はないため、特に資格要件等を定めたものはない。 【地域教育協議会】 ○学校関係者及び地域代表者 【例】 ・校長や教職員 ・コーディネーター ・ボランティア代表 ・PTA関係者 ・公民館館長等 ・社会教育関係者 ・自治会等地域関係者 【地域コーディネーター】 ○学校と地域の実情に精通する者で、ボランティアの活動の連絡調整を行う。 【学校支援ボランティア】 ○学校支援活動に参加する地域住民のボランティア	教育委員会が地域コーディネーターを委託。地域の実情に応じ、幅広い関係者の参画を得るよう留意	●学校管理下の教育活動の支援(事業の趣旨として、管理外における社会教育活動は主な内容として含めない) 例・学習支援、 ・部活動指導、 ・校内の環境整備、 ・子供の安全	●全国に2,540本部、学校数8,835校。東京都では21市町村に86本部521校 ●学校支援本部事業は平成22年度で終了。26年現在、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業が取り組まれている。

Ⅱ コミュニティ・スクール制度と既存制度

コミュニティ・スクール制度の導入によって、これまで整えてきた開かれた学校づくりのための既存制度は、どのように変わっていくのか。特に、目的や役割としては共通する点もあるものの、制度としては全く異なる学校評議員制度と学校関係者評価委員会制度は、コミュニティ・スクール制度導入にあたり、どのように変わっていくのか。

1 学校評議員制度とのかかわり

(1) 学校評議員制度の現状

福生市教育委員会は、平成12年度に「福生市学校評議員設置要綱」を制定した。

第1条 学校が保護者及び地域住民の信頼に応えるとともに、連携協力を図り、学校としての説明責任を果たし、もって開かれた学校づくり及び特色ある学校づくりの推進を図るため、学校教育法施行規則第49条第1項の規定に基づき、福生市公立学校（以下「学校」という。）に福生市学校評議員（以下「学校評議員」という。）を設置する。

第2条 学校評議員は、学校の長（以下「校長」という。）の求めに応じ、当該学校の教育活動、地域との連携その他の校長の権限に属する学校運営について意見を述べることができる。

第3条 学校評議員は、学校ごとに組織し、その定数は、各学校につき10人以内とする。

第4条 学校評議員は、学校教育に関して理解及び識見を有する者のうちから校長が教育委員会に推薦するものとする。

2 教育委員会は、前項の推薦を受けたときは、適任と認められる者に学校評議員を委嘱するものとする。

第5条 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度終了日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

第6条 学校評議員会議は、校長が招集し、随時開催する。

2 学校評議員会議は、校長の協議により、全部又は一部の学校と合同で開催することができる。

第7条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第8条 学校評議員は、無報酬とする。

第9条 校長は、所属職員に学校評議員会議の庶務を分担させることができる。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

これを踏まえ、各学校ごとに学校評議員を校長が推薦し、教育委員会が1年間の任期で委嘱している。その構成員は、民生・児童委員、都立高校の校長、幼稚園長、保育園長、保護司、PTA役員、町会長等、多様である。これは、学校ごとに地域の実態が異なり、学校に協力していただける方々も多様であることによる。

学校評議員会は年3回程度開催され、校長の学校経営方針の説明や学校行事等の報告を受けたり、各委員が普段感じている学校教育に関する話題を協議したりする。また、学校評議員は、入学式・卒業式、運動会や学芸会、合唱コンクール等に来賓として参加していただくことが多い。

校長にとって学校評議員は、よき相談役であるとともに学校運営の協力者でもある存在である。

(2) コミュニティ・スクール制度導入後の学校評議員制度

学校評議員制度は、コミュニティ・スクール制度と併設しても問題はないが、コミュニティ・スクール制度の趣旨「学校教育に対する多様な要請に応え、信頼される開かれた学校づくりを進める」や、「委員は非常勤特別職の地方公務員であること」等を考えると、コミュニティ・スクール制度を導入する学校は、学校評議員制度を包括すると考えた方がよい。コミュニティ・スクール制度は学校評議員制度の趣旨と機能を併せもっていると考えられるからである。

2 学校関係者評価委員会制度とのかかわり

(1) 学校関係者評価委員会制度の現状

学校教育法の改正によって学校評価の実施が規定されたことにより、福生市教育委員会は平成20年度に「福生市立学校の管理運営に関する規則」を改正し、「学校評価」を定めた。

- 第10条の4 校長は、法第42条及び第49条に規定する学校評価を毎年1回以上行うものとする。
- 2 校長は、前項の学校評価を行うに当たっては、施行規則第66条から第68条まで及び第79条の規定に基づき行うものとする。
- 3 施行規則第67条に規定する学校関係者による評価については、学校評議員に対し自己評価の結果を説明し、及び意見を聴取し行うものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、学校評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

これを踏まえ、市教育委員会では、校長が自己評価を行う際に学校関係者評価委員会を設置するように指導し、現在、全校に設置済みである。学校関係者評価委員会の構成員は、学校評議員である。

導入して7年目であるが、現在、各校年間3回開催している。1回目は校長の学校経営方針の説明と、1年間の学校評価計画の策定、2回目が中間の学校評価の実施、3回目が最終の学校関係者評価委員会の実施である。

(2) コミュニティ・スクール制度導入後の学校関係者評価委員会

コミュニティ・スクール制度導入後も、法に基づき学校評価は実施される。ただし、コミュニティ・スクール制度導入校は、学校関係者評価委員会を設置しないことが想定される。

なぜならば、前述したとおり、コミュニティ・スクールにはコミュニティ・スクール委員会が設置された場合、その主な権限として、「①学校の運営に関する基本的な方針について承認する。」ことと、「②学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。」ことがあるため、学校関係者評価委員会の機能は、コミュニティ・スクール委員会(仮称)の権限に含まれるからである。

3 福生市学校支援地域組織とのかかわり

(1) 学校支援地域組織事業の現状

福生市教育委員会は、平成25年度に「福生市学校支援地域組織事業実施要綱」を制定した。

第1条 この要綱は、学校、家庭及び地域との連携協力の下、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するための福生市（以下「市」という。）における学校支援地域組織事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校支援コーディネーターの配置に関すること。
- (2) 教育支援活動の実施に関すること。

第3条 福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要に応じて、市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）ごとに、学校支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置するものとする。

2 コーディネーターは、学校を支援する学校関係者、地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等（以下「学校支援サポーター」という。）と連携して、当該学校内における次条に規定する教育支援活動の総合的な調整のほか、学校支援サポーターの確保、登録、配置、活動プログラムの企画等を行う。

3 コーディネーターは、配置する学校の校長が推薦する者とし、教育長が委嘱する。

4 コーディネーターには、謝礼を支払うものとし、その額は、予算の範囲内で、別に定める基準に基づき支払うものとする。

5 コーディネーターの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 この事業において実施する教育支援活動は、学校支援サポーターにより行う次に掲げる事項とし、地域の実情に応じた方策で、当該学校における学校の要望に応じて実施するものとする。

- (1) 授業の支援に関すること。
- (2) 部活動の指導に関すること。
- (3) 図書の整理及び読み聞かせに関すること。
- (4) 花壇及び樹木の整備等、校内の環境整備に関すること。
- (5) 登下校時における子どもの安全確保に係る活動に関すること。
- (6) 学校行事の運営支援に関すること。
- (7) その他子どもが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動に関すること。

第5条 教育委員会は、必要に応じて、市内の教育支援活動等の運営方法等を検討する福生市学校支援運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置することができる。

2 運営委員会の運営等については、別に定める。

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

本市の学校支援地域組織は、国における学校支援地域本部の福生市版である。平成25年4月に「学校支援地域組織事業実施要綱」が制定される以前の平成23年に、本市第1号の学校支援コーディネーターが福生第四小学校に設置された。その後、順次、配置の拡大が行われ、平成25年度に同要綱を定め、全校配置が完了した。

右は、本市教育委員会生涯学習推進課が作成したリーフレット「学校支援地域組織 みんなで育てよう ふっさの子ども達」の表紙であるが、学校支援地域組織の役割が記載されている。引用すると「学校支援地域組織



とは、地域の方々や保護者がボランティアとして、福生市の小中学校で学校教育を支援する仕組みです。学校支援コーディネーターが学校の教育的ニーズと地域の力をつなぎ合わせるお手伝いをします。」とある。校長の推薦により教育委員会が委嘱する学校支援コーディネーターは、各学校の教育的ニーズに応じて、ボランティアの学校サポーターとの連絡調整を行う。

その後、平成26年6月には「学校支援地域組織ハンドブック」を作成し、学校支援コーディネーター、各校長等に配布することで、本事業の活用を推奨している。

ただし、現段階では、「学校支援地域組織」として具体的な活動が行われている学校はない。学校支援コーディネーターが単独で活動している状況である。

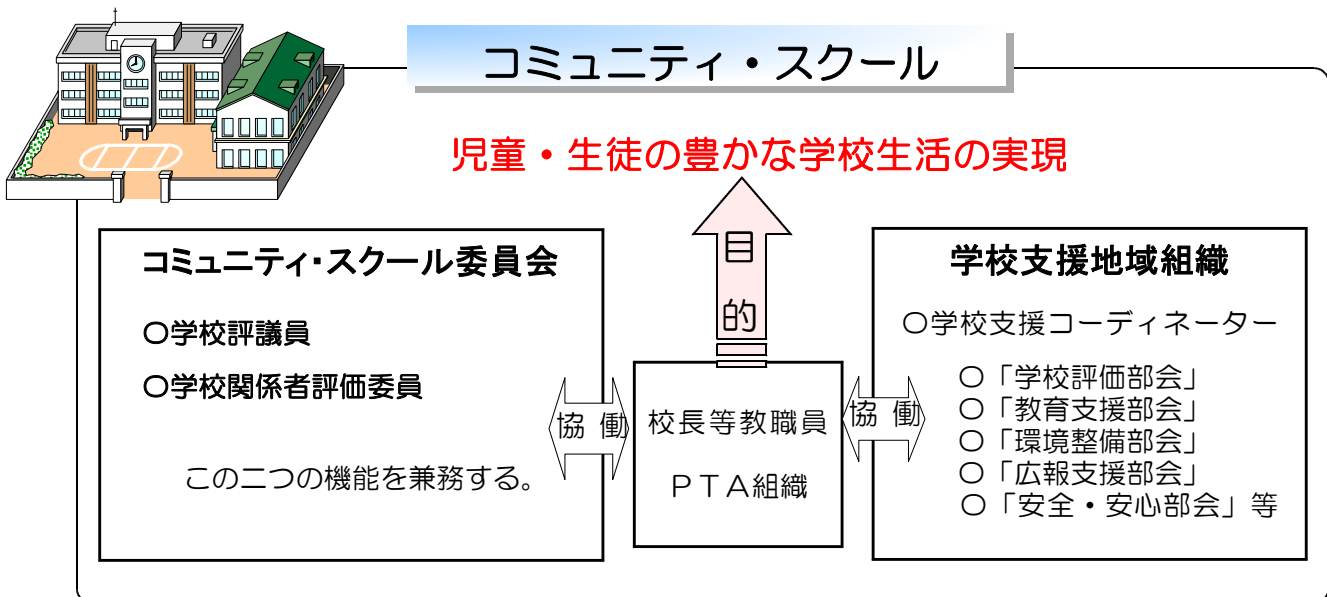
(2) コミュニティ・スクール制度導入後の学校支援地域組織

コミュニティ・スクールの指定を受けた学校も、2ページに掲載した図のように、学校運営や教育活動に協力する組織として、学校支援組織を位置付ける。具体的には、例えば「学校評価部会」「教育支援部会」「環境整備部会」「広報支援部会」「安全・安心部会」等、「福生市学校支援地域組織事業実施要綱」の第4条を具現化する組織とする。

つまり、コミュニティ・スクールを導入することで、学校支援地域組織についても活性化することを期待する。また、すでに学校支援コーディネーターについては、コミュニティ・スクール委員会の委員に委嘱する。

4 コミュニティ・スクール制度と既存の制度

ここまで、コミュニティ・スクール制度と、既存の各制度について述べてきた。それを踏まえて、ここではコミュニティ・スクール制度導入後の本市の学校の姿について図に示す。



第2章 地域と協力・協働する学校

子どもは地域で育ちゆく存在である。地域の中に家庭があり、地域の中に学校がある。従って、学校、家庭、地域が連携・協力して子どもの育成に当たることの重要性は万人の知るところである。しかし、人間関係の希薄化が、大人社会ばかりでなく、子どもたちの社会においても指摘されている。また、本市は人口減少傾向が続き、地域の教育力の低下や、町会加入率の低下も顕在化してきている。

子どもたちのよりよい成長を願い、学校、家庭、地域の三者が協力・協働する学校づくりが、従来にも増して求められているのである。本委員会が取り組んでいるコミュニティ・スクール制度導入についても、その一端を担うものとする。

そこで本章では、学校、家庭、地域の三者の学校教育に対する思いに関する検討結果や、「保護者と地域の学校参画意識調査」の結果についてまとめた。

1 学校、家庭、地域、三者の思い

学校教育を充実するための要素として、家庭、地域の協力は重要な位置をしめている。そこで学校は保護者や地域住民に協力を求める。学校公開週間を設定したり、道徳授業地区公開講座等、学校行事への招待をこれまでより厚くしたりして、少しでも学校教育に参画していただく努力をしている。

しかし、どちらか一方にとってのみに益となるだけでは、その連携は長続きしない。どちらにとっても益となるからこそ、つまり WinWin の関係が成り立ってこそ、両者の連携や協力は円滑に図られ、強固なものとして育っていく。ここでいう益とは、金銭上の損得ではなく、子どもたちの知徳体のバランスのよい育成に向けて、また、本市の推進している人間力の育成に向けて、学校、家庭、地域の三者が連携し、協力・協働していくことによってそれぞれが益となるという意味である。

本項では、(1)学校に協力したいとき、(2)学校に協力してほしいとき、(3)家庭・地域に協力してほしいときの3点について、本委員会の委員の意見をまとめた。本委員会は町会長、社会教育委員、幼稚園長、民生・児童委員、学校支援コーディネーター、校長等教職員等、構成員が多岐に渡っている。(1)(2)は学校関係者以外の委員、(3)については学校関係者からの意見である。

(1) 学校に協力したいとき

それぞれの立場から、学校の現状を想定し、多様な意見が集まった。それらを集約すると、協力したい10の視点が寄せられた。

- ①放課後や夏季休業中の子どもたちを対象とした「勉強会」「昔遊び」「工作教室」等への協力
- ②各種行事への参画(もちつき大会、花火大会、町会とタイアップした行事の設定)
- ③出前講座の講師(戦争語り部・草木染め等)

- ④芝生サポーター(ピオトープの設置と維持)
- ⑤職場体験(職場訪問)受け入れ(小学生1日保育体験)
- ⑥幼稚園・保育園との直接交流(子ども、教諭・保育士)
- ⑦安全サポーター(登下校時の見守り活動)
- ⑧情報の送受信(学校だより等の理解。子どもの状況の報告)
- ⑨学力向上サポーター(勉強を教える補助者等、授業規律を教える等、学習支援)
- ⑩担任教師等の補助(保護者会等で来校した保護者の乳幼児の一時保育)

これらの項目については、いずれも児童・生徒に豊かな学びや体験を与える活動であるとともに、円滑な学校運営に寄与する活動でもある。学校は、地域の方から学校に対する協力の申し出があった場合、内容の如何に関わらず、まずは大切に受け止めて、その申し出が実現可能となるよう、調整してほしい。例えば、福生市立学校支援地域組織の活動に結び付けたり、同じ中学校区内で情報共有したりすることで、申し出を活用していただきたい。

(2) 学校に協力してほしいとき

地域の方々は、どのようなことを学校に求めているのだろうか。委員からは協力してほしい10の視点が寄せられた。

- ①学校施設(教室、校庭、体育館等)の地域開放
- ②地域行事・町会のお祭り等への児童・生徒、教師の参加
- ③高齢者のゴミ出し補助や、資源回収への参加等。学区内の高齢者施設等への訪問
- ④町会活動の大切さを子どもや保護者に啓発し、保護者に対する町会への加入促進
- ⑤「幼稚園・保育園」との交流活動・カリキュラムの設定
- ⑥就学前に、就学予定幼児を対象とした学校見学
- ⑦地域の人にする挨拶を子どもたちに励行する指導
- ⑧地域の防災訓練への児童・生徒の参加(防災の拠点としての学校)
- ⑨地域における文化の発信者(文化の拠点)。学校の教師が講師となり、各種文化的講座を実施
【例】ピアノコンサート、本の紹介、歴史語り、算数の学び直し講座
- ⑩土曜日や夏季等休業中の補習教室の実施

これらの視点の中には、既に実現しているものもある。ただ、学校によっては取組に軽重があることも事実である。例えば、総合的な学習の時間に、毎年一定学年が必ず取り組む学習として実施している「幼稚園・保育園での1日先生(保育士)体験」や、夏休み中の「町会の夏祭り参加」等である。

コミュニティ・スクール制度導入の有無にかかわらず、このような求めが地域から学校に寄せられているという視点を、校長をはじめ学校職員がもつことが、地域と協力・協働する学校づくりを進める上で重要となってくる。

(3) 家庭・地域に協力してほしいとき

一方、学校は家庭や地域の方々に対して、子どもたちのよりよい教育の実現に向けて、どのようなことを希望しているのだろうか。「授業」では8点、「授業外」では8点、計16の視点が教職員である委員から寄せられた。

【授業】

- ①授業へのゲスト・ティーチャー(家庭科、茶道等の伝統文化、人生講話)としての参加
- ②校外学習の見守り隊
- ③体験的な学習への参加・補助(ベーゴマやけん玉等の昔遊び、草木染め・うどん作り)
- ④部活動外部指導員・部活動補助
- ⑤特別支援学級補助
- ⑥職場体験の受け入れ協力
- ⑦日本語学級指導補助(日本の伝統・文化について、年配者に児童の話し相手になってもらう。)
- ⑧学校行事への参加

【授業外】

- ①図書室ボランティア(図書室整備)
- ②読み聞かせボランティア
- ③学校行事実施の際の援助(運動会、研究発表会等)
- ④下校時の安全見守り活動
- ⑤夏季休業中の補習ボランティア
- ⑥土曜教室への参加等、放課後・休日等の学習指導
- ⑦学校施設・備品等の補修ボランティア、花壇の植物の世話等緑化活動
- ⑧在校生や卒業生の母親や父親が、新入生の保護者に学校生活についてトークする会

これらの視点の中で、本来は学校が教育委員会事務局に依頼したり相談したりして解決すべき内容も含まれている。また、生涯学習の範疇と思われる視点も含まれている。しかし、児童・生徒のよりよい教育の実現という観点に立つと、学校現場の声として、家庭や地域に協力してほしい内容が、多岐に渡ってしまうことはやむを得ないと思われる。そこで、学校にはできないことを、保護者や地域の協力者に担っていただくとよいと考える。

大切なことは、子どもたちのために必要な協力、協働を求める姿勢を学校が失わず、絶えず家庭・地域に発信していくことである。

コミュニティ・スクール制度が導入され、コミュニティ・スクール委員会が設置されれば、その学校がある地域固有の要望等が明らかになり、それらについて検討する機会が確保されるようになる。その際、三者がお互いの希望・要望を持ちながらも、相手の立場を尊重していくことが求められる。相互性、互恵性の視点が、地域と協力・協働する学校をつくる鍵となる。

2 「保護者と地域の学校参画意識調査」からわかること

本委員会では、協議を重ねるなかで、本市の市立学校に通う保護者や地域住民が、学校に対してどのような意識をもち、あるいは学校に対してどのような願いを抱いているかを調査することが必要であるという意見が出された。全保護者等の意識の実態を把握することは、コミュニティ・スクール制度導入にあたり貴重な資料となると考え、「保護者と地域の学校参画意識調査」を実施した。

(1) 調査の概要

ア 目的

コミュニティ・スクール制度をはじめ、本市全校が「特色ある学校づくり」や「開かれた学校」を推進するには、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠である。特にコミュニティ・スクール制度は、学校と保護者・地域との協働体制や、保護者・地域の学校参画が成功の可否を握っている。

そこで、本市の各小中学校に在籍する児童・生徒の保護者及び各町会・自治会の代表である福生市町会長協議会の町会長を対象に、学校に対する意識の実態や、学校の教育活動への参画状況を把握するため、自記式質問紙法調査を実施した。その結果を分析することによって、本検討委員会がふっさつ子未来会議の作業部会として諮問されている「福生市立学校のコミュニティ・スクール構想について」を策定する際の基底資料とする。

イ 調査テーマ

本市における保護者と地域の学校参画意識調査

ウ 調査対象

福生市内全小学校保護者	1,958名	有効回答数	1,158名 (回収率58.8%)
福生市内全中学校保護者	1,146名	有効回答数	530名 (回収率46.2%)
福生市町会長協議会	34名	有効回答数	19名 (回収率55.9%)

エ 調査方法

保護者については、学校を経由した自記式質問紙法調査

町会長については、郵券添付済みの返信用封筒による自記式質問紙法調査

オ 調査期間

平成27年2月2日から平成27年2月27日まで

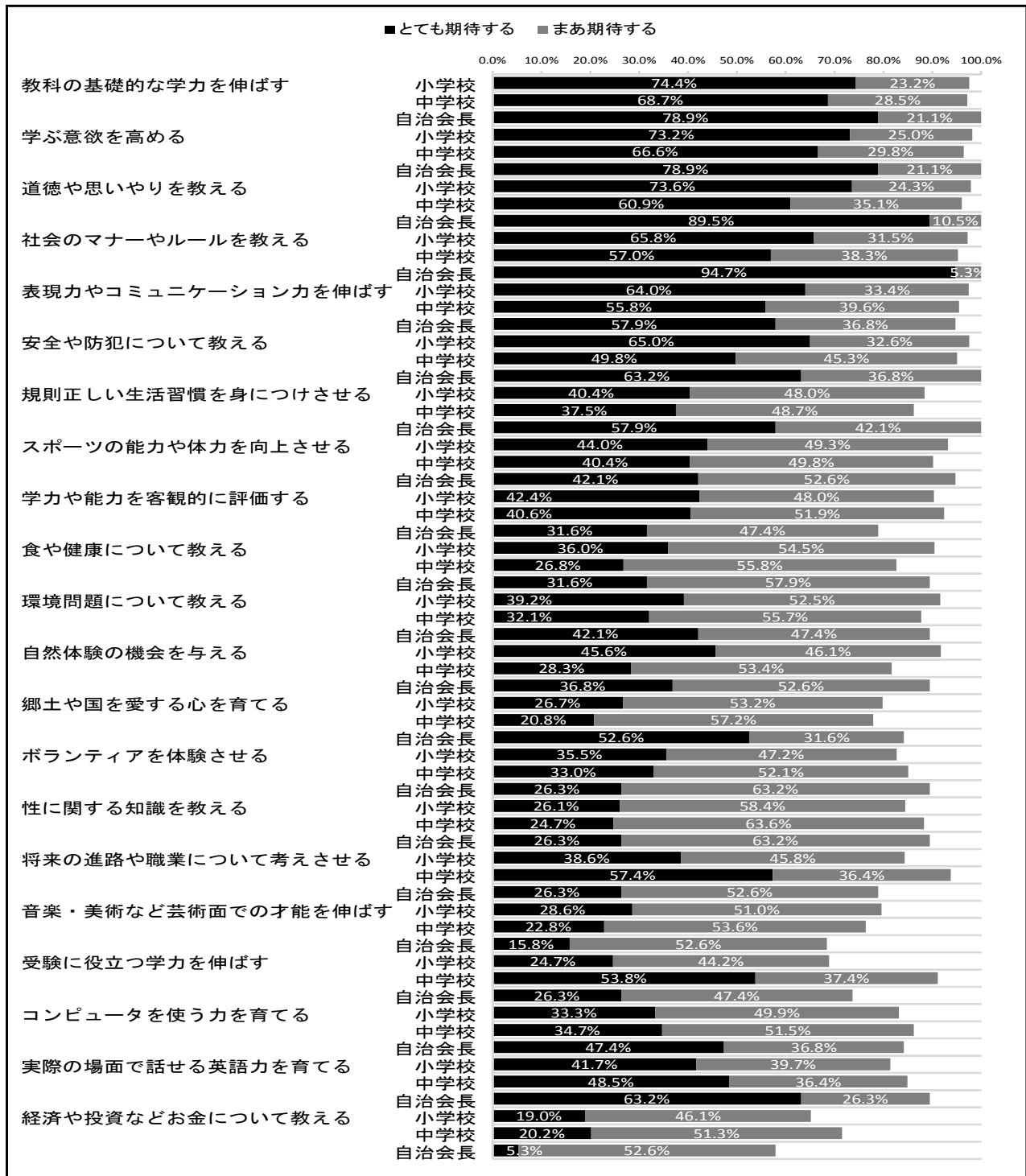
カ 調査項目

- ◆学校にどのような教育や指導を期待するか ◆学校に望むこと ◆総合的な学校満足度
- ◆指導や取組に対する学校満足度 ◆年間に学校に行く回数 ◆学校に協力したいこと
- ◆学校に協力してほしいこと

○次ページ以降に調査結果の概要をグラフ化した。そのうち、町会長協議会各町会長のデータは母数が34名であるが、参考とするために、保護者の結果と同じグラフに並列して表示することとした。
○資料編30ページに調査項目の全データの集計表を掲載しているので、参照願いたい。

(2) 学校にどのような教育や指導を期待するか

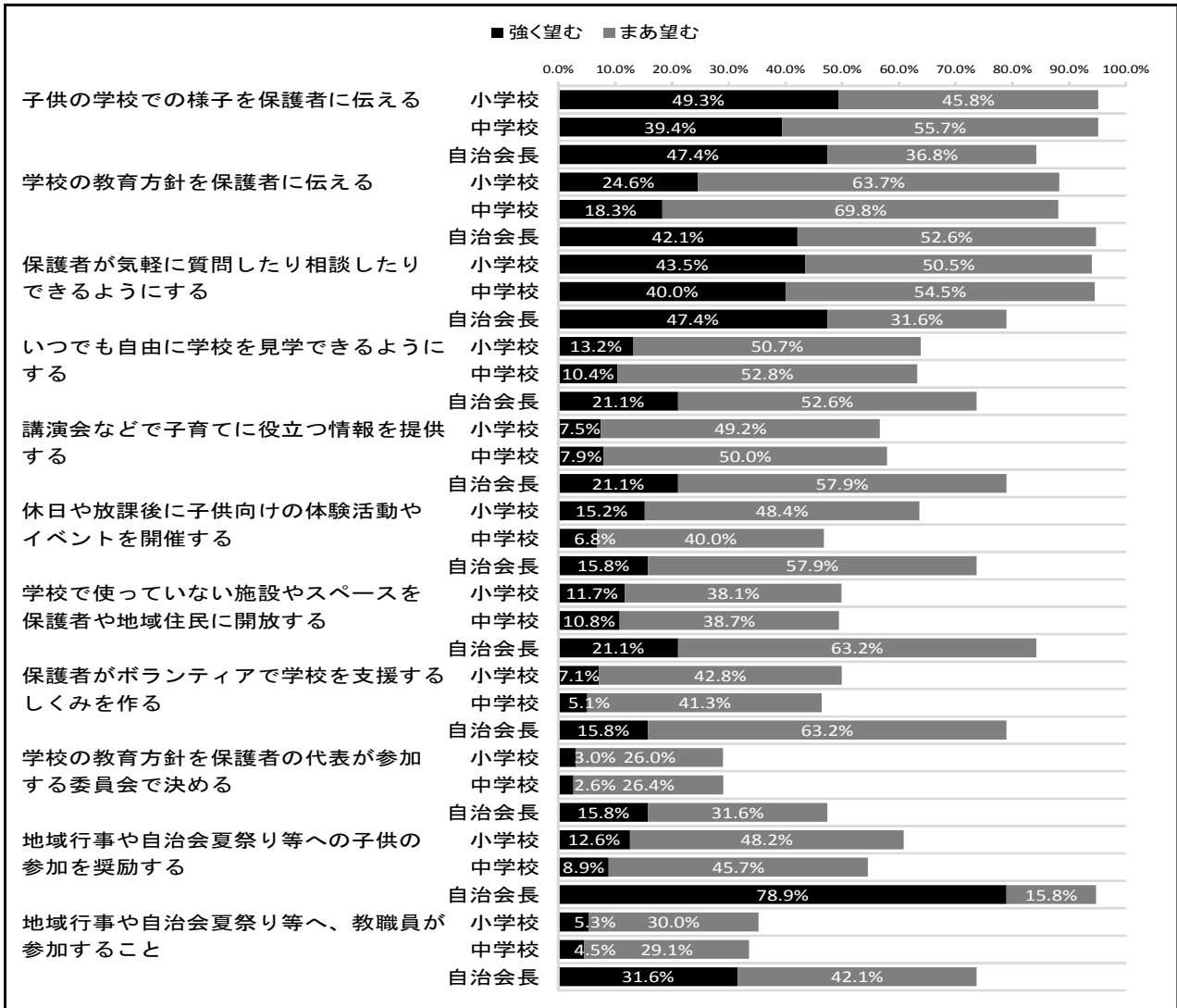
複数回答。数値は、「とても期待する」「まあ期待する」を合わせた値である。



この結果からは、基礎的な学力の向上や、学ぶ意欲、表現力の育成等に期待が集まっていることがわかる。また、安全教育や道徳教育にも高い関心が集まった。中学生の保護者からは、進路指導を含むキャリア教育や、高校受験対応への期待が高い。小学生の保護者及び町会長からは、自然体験や郷土や国を愛する態度の育成を期待されている。また、町会長全員が、「社会のマナーやルールを教える」ことについて「期待する」と答えている。身近で接しているからこそその実感が伺える結果である。

(3) 学校に望むこと

回答は複数回答。数値は、「強く望む」「まあ望む」を合わせた値である。



小中の保護者に共通して、「児童・生徒の学校での様子を知りたい」という願いや、「気軽に相談できること」、「学校の方針を保護者に伝えること」等に関する期待が高いことがわかる。

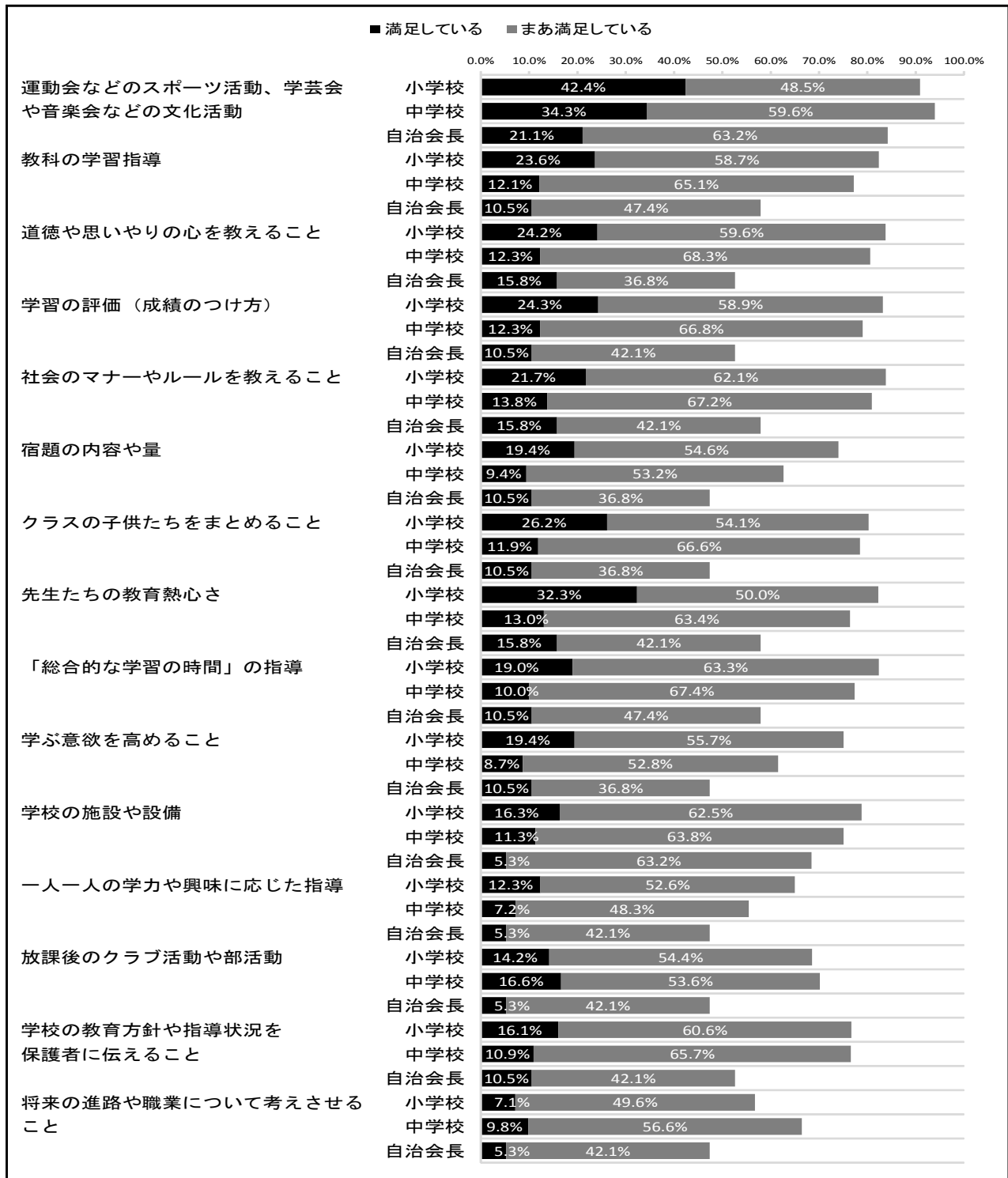
本市では開かれた学校を目指し、授業参観日の設定や、道徳授業地区公開講座、セーフティ教室等の機会を捉え、各学校が積極的に学校公開を実施している。しかし、この調査結果から類推できることは、保護者はもっと日常的に、学校からの情報発信を求めているということである。学校だよりや学年だより、あるいは学級通信等のより積極的な情報発信が必要である。

このことは、本検討委員会の場でも、複数の委員から「コミュニティ・スクールとは何か、一般の市民には分からない。コミュニティ・スクールを開校する場合、丁寧に保護者・市民に説明することが不可欠である」という意見が出された。十分に配慮していく必要がある。

また、町会長からは、地域の行事や夏祭り等に児童や教職員が参加することに対して、高い期待が寄せられている。町会の活性化に向けて、学校の力を借りたいという意志の表れであると思われる。同じく、学校施設の開放についても、比較的高い期待が寄せられてる。

(4) 学校の指導や取組に対する満足度

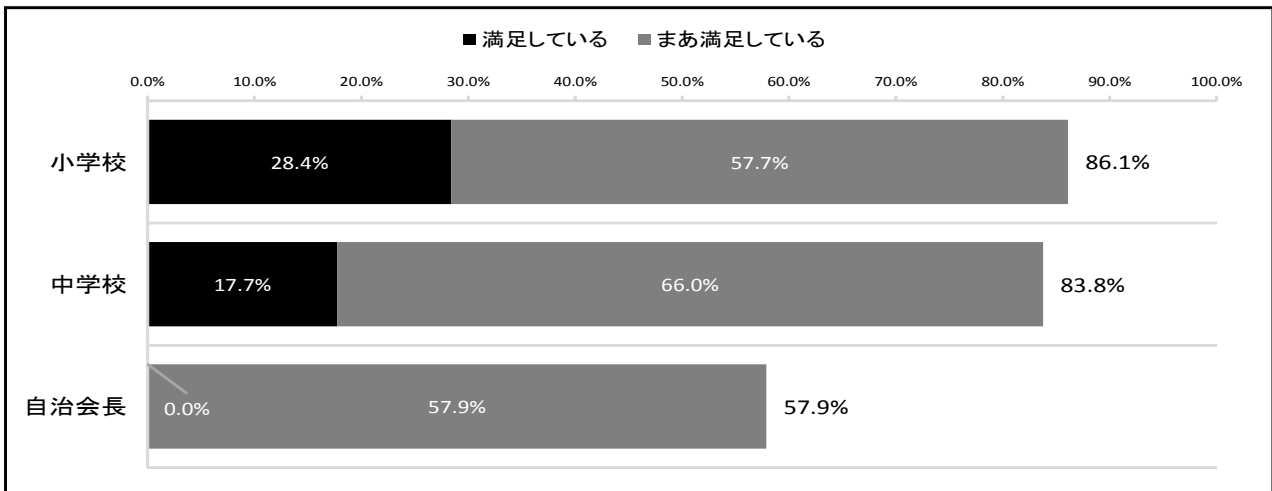
回答は複数回答。数値は、「満足している」「まあ満足している」を合わせた値である。



多くの項目で、7割から8割の小学校保護者の方が満足感を得ていることがわかる。着目したいのは、「宿題の内容や量」について、小学校と中学校との満足度の差が大きく、かつ中学校では6割の保護者しか満足していない。この点については、保護者の意見を聞きながら、学校としての家庭学習の在り方を見直す必要がある。また、小学校では「将来の進路や職業について考えさせること」が、中学校では「一人一人の学力や興味に応じた指導について」が、それぞれ満足度が9割代であることにも着目したい。

(5) 学校満足度

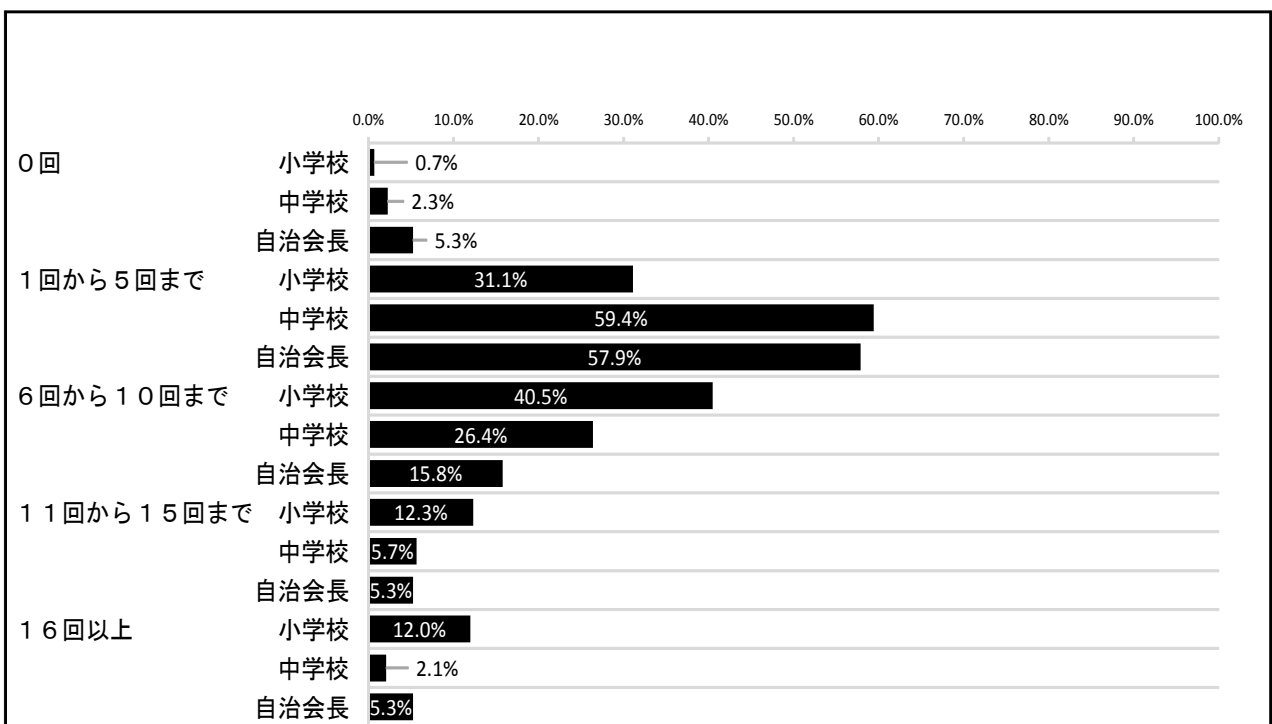
保護者の8割の方から満足しているという回答が寄せられているが、特に小学生保護者の満足度が86%で高い。その一方で、満足度が低い方が約15%いることにも着目しなければならない。



(6) 1年間に学校を訪問した回数

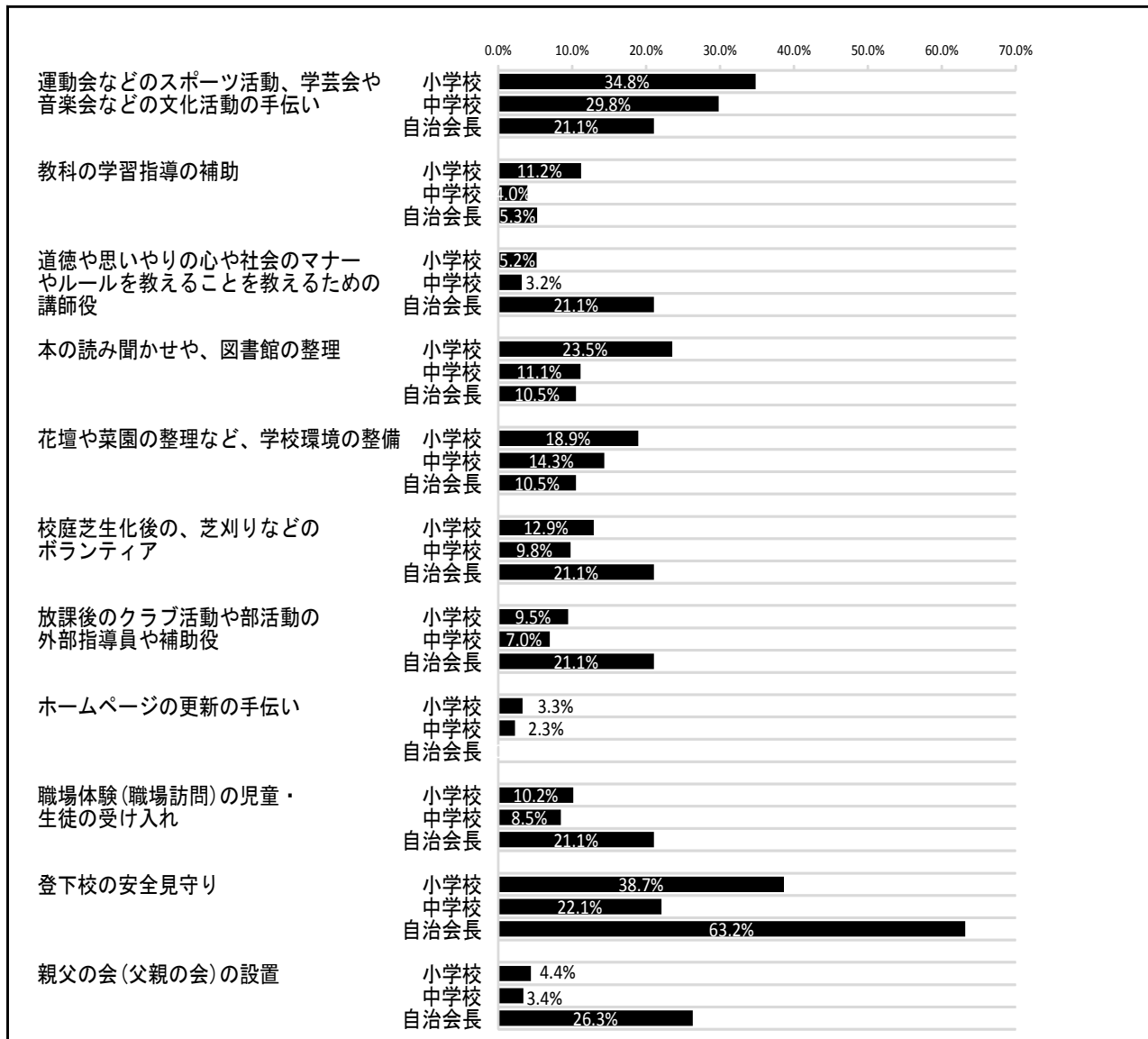
平成26年3月から平成27年2月までの1年間、何回学校に行ったかについて、選択肢から1つを選んで回答していただいた。町会長は、1校に限らず複数校を対象とした。

1回から5回、学校を訪問したという回答が最も多い。各校の授業参観日や道徳授業地区公開講座等を設定する際、土曜日等開催を検討することで、保護者等の学校訪問の機会が増えると考えられる。



(7) 学校に協力したいこと

回答は選択肢の中から複数回答



2割から3割の保護者が選択した項目は、「行事への協力」「登下校の安全見守り」「本の読み聞かせ」等だった。これは、この質問の選択肢の中では高い割合だった。運動会は学校における最も大きな行事の一つである。また、児童・生徒が不審者に脅かされる事件が本市でもあったことから、登下校の見守りについても協力したいと回答した保護者が、小学校で4割近くいた。

しかし、他の項目については、「協力したい」と答えた方の割合は低い。このことは、回答するにあたって、「自分が協力できるかどうか、内容が具体的でないので実現可能かどうか判断できない」ことが、割合が低い要因かもしれない。あるいは、日常は仕事があり、休日は学校が休みであることから、協力することが難しいということもあるかもしれない。

コミュニティ・スクールとなったとき、保護者や地域に対して、どの点から協力を依頼していくか、そのきっかけとなる内容を示す結果である。

(8) 学校に協力してほしいこと

回答は選択肢の中から複数回答



前ページの調査「学校に協力したいこと」に比べて、「協力してほしいこと」の回答割合は比較的高い。保護者、町会長ともにそれぞれの立場から、学校に協力してほしいことがあることがわかる。「授業」としてではなく、授業外の内容や、特別な取組に対する期待として、「夏季休業中に学校で勉強会等を開催してほしい」という希望が、小学校では約46%だった。これは、保護者が共に働きに出ていて昼間は不在等、家庭の状況がうかがえる。

また、町会長からは、「地域の祭り等の行事に児童・生徒、そして教員に参加してほしい」という声が高い。これは、町会・自治会の加入率が年々減少傾向にある本市の状況も背景にある。

さらに「学校を主体とした防災訓練の実施」を選択する方が多い傾向だった。東日本大震災以降、防災に関する関心が高くなっており、地域の防災拠点としての学校をイメージした結果であろう。

(9) 調査結果の活用

以上、本調査の結果についてまとめてきた。コミュニティ・スクール制度導入にあたり、保護者や地域住民の協力は不可欠であるとともに、学校と地域とが互いに協力し合うことが求められる。その点からも、本調査をコミュニティ・スクール制度導入前に実施した意味は大きい。

なぜならば、コミュニティ・スクールの開校に向けて準備する期間に、保護者や地域住民が、学校に対してどのような期待や希望をもっているのか、学校教育への参画意識はどの程度あるのかについて、検討する必要がある。その際、本調査結果が活用できる。

また、コミュニティ・スクールとして開校した後、例えば1年後に本調査と同様の調査項目による調査を実施することで、保護者や地域住民の意識の変化を把握し、開校前後で比較できる。その際に得られるデータは、学校経営に生かすことができる貴重な知見となる。

第3章 コミュニティ・スクール制度導入の基本方針

政府の教育再生実行会議は、平成27年3月4日、「学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」をとりまとめ、内閣総理大臣に提出した。この提言には、地域住民が学校運営に携わる「コミュニティ・スクール」制度を、全公立校での導入を目指すことが以下のように盛り込まれた。

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

（教育機関を核とした地域活性化）

○ 国は、コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援等に努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。

地方公共団体は、国の支援策も活用して、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指す。その際、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置することや、地方公共団体の判断により、小中一貫教育の取組と連携して進めることも効果的である。さらに、こうした人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となることを目指す。（以下略）

下線は本委員会が加筆

上記の提言は、本市が進めようとするコミュニティ・スクール構想の礎ともなる提言である。教育がエンジンとなって地方創生を目指す。学校が核となって地域を活性化する。その中核を為すのがコミュニティ・スクール制度の導入であるとしている。この国の動きを踏まえて、本章では、本市にコミュニティ・スクール制度を導入する際の基本方針について提言する。

対象となる学校や、開校に当たって必要な組織、検討すべき具体的課題について以下にまとめた。

1 本市におけるコミュニティ・スクール構想のグランドデザイン

ここでは、本市がコミュニティ・スクール制度を導入するという前提に立ち、コミュニティ・スクール構想の最も基本的な考え方、グランドデザインについて提言する。

(1) 福生第四小学校、福生第六小学校をモデル校に指定する

コミュニティ・スクール制度の目的「保護者や地域の住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む」という趣旨を踏まえつつ、福生第四小学校、及び福生第六小学校をモデル校として指定する。

その後、両校の成果を検証しつつ、学校、保護者、市民の意見を参考にしながら、他の学校をコミュニティ・スクール制度の学校にするかどうか、検討していくことを提言する。

その理由は次の2点である。

理由1

平成26年度現在、福生市立学校支援地域組織事業実施要綱に基づき、全校に「学校支援コーディネーター」が配置され、各学校の支援を行っている。学校を直接支援する既存の仕組みを活用するためにも、コミュニティ・スクール制度を導入することが望ましい。

理由2

本市は約10平方kmの市有地に、小学校7校、中学校3校を設置している。コンパクトな町にある学校、という特長を考えると、コミュニティ・スクール制度の学校と、そうではない学校とが混在することのよさと、その反面、課題も生じてくると思われる。そこで、パイロット校としてモデル校開校後3年を目途に、コミュニティ・スクールの成果検証を行い、その時点の状況を判断して、他校の導入の可否を確認していくことが望ましい。

福生第四小学校を第一のモデル校として想定するのは、現時点で学校支援地域組織「四小ファンクラブ」が活発に活動しているからである。また、同校と同じ中学校区を形成している福生第六小学校を第二のコミュニティ・スクール制度導入のパイロット校として想定する。

開校までの年次計画としては、平成28年4月に福生第四小学校を、平成29年4月に福生第六小学校を指定し、指定を受けるまでの成果と課題を整理するとともに他校の教職員や保護者、市民に周知する。このような手順を踏むことで、平成30年度以降、全校を円滑に指定していくものとする。

(2) 校長の学校経営を支援することを目的とする

コミュニティ・スクール委員会には、学校の最高責任者としての校長の学校経営方針を「承認する」という権限がある。しかし、本委員会としては、「校長の学校経営を尊重し、それを支援するためのコミュニティ・スクール制度であること」を、本制度導入の前提条件としたい。そこで、本制度の要綱を制定する際、「校長の学校経営方針を尊重すること」を明記するように提言する。